

室内環境学会会則

平成 6 年 9 月 3 日

改正 平成 9 年 12 月 20 日

改正 平成 12 年 1 月 1 日

改正 平成 17 年 8 月 1 日

改正 平成 20 年 12 月 1 日

改正 平成 22 年 12 月 9 日

(名 称)

第 1 条 本会は、室内環境学会と称する。

2 本会の英語名称は、Society of Indoor Environment, Japan とする。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局の所在地は別に定める。

(目 的)

第 3 条 本会は、室内環境に係わる諸問題に関して、その研究の発展を促進し、会員相互の交流を図り、健康で快適な室内環境の創造を目指すことを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究発表会および講習会の開催
- (2) 学会誌、ニューズレターその他の発行
- (3) 内外の関連学協会との交流および協力
- (4) 会員相互の情報および研究の交流
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(会 員)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して、入会した者
- (2) 学生会員 正会員に準ずる者で、大学・大学院等に在学する者
- (3) 法人会員 本会の目的に賛同して、入会した団体
- (4) シニア会員 概ね 60 歳以上で常勤の職を持たず、自らシニア会員であることを希望し、本会の目的に賛同して入会した者
- (5) 商標会員 室内環境学会標準法準拠の商標の使用・管理を許可された団体あるいは個人
- (6) 名誉会員 本会に対し功労のあった個人又は室内環境研究について顕著な功績のあった個人で評議員会の推薦により会長が指名した者

2 会員は、次に該当する場合には会員の資格を失う。

- (1) 本人より退会の届出があったとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 死亡したとき、または会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

3 会員が本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたときには、総会の決議により、除名処分に付することができる。

(2) 会員を除名処分に付す場合には、議決の前にその会員に弁明の機会を与えねばならない。

(役職)

第6条 本会に、次の役職を置く。その内、会長、副会長、各委員会委員長、各支部長を役員とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) その他役員若干名
 - ・ 学術委員長
 - ・ 出版委員長
 - ・ 標準化委員長
 - ・ 事業委員長
 - ・ 広報委員長
 - ・ 社会連携委員長
 - ・ 商標管理委員長
 - ・ 支部長
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 1名
- (7) 評議員 会員の一割以内

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、事業および学術を担当する。事業担当副会長は、事業委員会・広報委員会・社会連携委員会・商標管理委員会を統括し、学術担当副会長は、学術委員会・標準化委員会・出版委員会を統括する。副会長はそれぞれの統括する委員会の一つの委員長を兼務することができる。

3 委員長は、それぞれの委員会を代表し、業務を執行する。

4 支部長は、支部を代表し、支部活動を総括する。

5 事務局長は、事務局を管掌し、日常業務を執行する。

6 会計は、本会の会計を管掌する。

7 監事は、会計を監査する。監事は必要に応じて役員会、評議員会に出席することができる。

8 評議員は、本会の運営について審議する。

(選出)

第8条 会長及び監事は、原則として正会員及び法人会員の直接選挙によって選出する。その任期は、選出された総会の翌年の1月1日から開始し、任期終了年の12月31日までとする。

2 監事の立候補者がいない場合には、会長が任命する。

3 選挙管理委員長は役員会が選出し、評議員会が任命する。評議員会は、会長及び監事選挙の6ヶ月前までに選挙管理委員会を設置する。選挙に関する詳細は、会長及び監事の選出に関する細則に定める。

4 副会長、事務局長、会計および委員会の委員長は、正会員の中から会長が任命する。

5 支部長は、支部で正会員の中から互選によって選任し、役員会において承認される。

6 評議員は正会員の中から、自薦または評議員の推薦により、評議員会で選出する。但し、新任の評議員は直近の総会において信任を受けるものとする。

(任期)

第9条 会長、副会長、委員長、事務局長、会計、監事の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、会長は連続する3期以上はできないものとする。

2 評議員の任期は4年とし、2年ごとにおおむね半数を改選するものとし、再任は妨げない。

(総会)

第10条 総会は本会の最高の意思決定機関であり、本会の活動方針、予算、決算、その他本会の運営に必要な重要事項を審議し、決定する。

2 総会の運営に関しては、会議の運営に関する細則に定める。

(評議員会)

第11条 評議員会は本会の総会に次ぐ審議機関であり、評議員によって構成され、本会の運営に関する役員会での決定事項について審議する。

2 役員、事務局長および会計は評議員会へ出席しなければならないが、議決権は持たない。

3 評議員会の運営に関しては、会議の運営に関する細則に定める。

(役員会)

第12条 役員会は、役員である会長、副会長、委員長、支部長によって構成される。

2 役員会は、本会の運営に関する事項を審議・決定し、執行する事が出来る。

3 事務局長、会計は役員会へ出席しなければならないが、議決権は持たない。ワーキンググループ代表は、役員会に出席することができる。

4 役員会は、評議員に対して役員会での審議・決定事項を報告し、審議に掛けなければならない。

5 役員会は、総会において、決算・予算案、委員会活動、ワーキンググループ活動、その他の活動について報告しなければならない。

6 役員会の運営に関しては、会議の運営に関する規則に定める。

(事務局)

第13条 事務局は事務局長、会計によって構成され、事務局長がそれを代表する。

2 事務局は、必要に応じて事務局員をおくことができる。

3 事務局は、この学会の事務を処理するものとし、業務を執行する。

(委員会)

第14条 委員会は、本会運営の根幹をなす活動を実行する。

2 委員会としては、学術委員会、出版委員会、標準化委員会、事業委員会、広報委員会、社会連携委員会、商標管理委員会を置く。

3 委員会は、委員長が代表し、責任を負うものとする。

4 委員会の構成員は、委員長が指名し、会長が任命する。

5 委員会は、その活動内容を役員会で報告し、承認を受けなければならない。

6 委員会の執行業務に関しては、別途細則に定める。

(分科会)

第15条 分科会は本会の研究活動の根幹をなし、研究テーマ毎に設立する。

2 分科会は、学術委員会の下に設立する。

3 分科会の世話人候補者が分科会設置申請書を提出し、申請書をもとに役員会で設置の決定を行う。

4 分科会の設置期間は2年とし、再度設置の申請をすることは妨げない。

5 分科会は自主的に活動する事が出来るが、毎年、その活動内容を総会と同時開催される研究発表会において報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

第16条 ワーキンググループは、本会活動を機動的に遂行するために、時限的に活動ごとに設置する。

2 ワーキンググループは、役員会の承認を経て設立し、会長の直轄で活動する。

3 ワーキンググループ代表は会長が任命し、議決権は持たないが、役員会に出席できる。

(支部)

第17条 各地域での研究・啓発活動の活発化を目指して、各地域の研究者らによって構成される支部を設置することができる。

2 支部の設置は、支部長の候補者が申請し、役員会で審議し、総会で決定する。

3 支部は自主的に活動する事が出来るが、毎年、その活動内容を総会と同時開催される研究発表会で報告しなければならない。

4 各支部は、各支部長が代表する。

5 各支部規約は、各支部で作成運用する。

(役員の代行)

第18条 会長が何らかの理由で会務を継続できなくなった場合は、役員会が学術担当副会長を

会長代行に任命する。

2 会長以外の第6条(2)項から(6)項に定める役員が何らかの理由で会務を継続できなくなった場合は、会長の任命により職務を代行する役員を選出する。

3 代行役員の任期は、被代行役員の残存任期とする。

(罷免)

第19条 会員の直接選挙で選出された会長、監事の罷免は、役員会もしくは評議員会で議決権を持つ出席者の4分の3を超える賛成によって発議し、総会で出席会員の過半数の賛成によって罷免する事が出来る。

2 罷免が成立した場合には、代行役員を総会で直ちに選出しなければならない。

3 会長は役員会の同意のもとに、指名した役員、事務局長、会計を罷免する事が出来る。

4 評議員会は出席評議員の4分の3を超える賛成によって、評議員を罷免する事が出来る。

(会計)

第20条 本会の運用費用は、会費についての細則に定める会費その他の収入をもってこれに当てる。

2 本会の収支予算は役員会が編成し、総会において議決する。

3 本会の収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

4 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

5 収支決算報告は、総会開催時には中間報告とし、会計年度終了後速やかに収支決算を行い、監事の承認を受ける。最終決算報告は翌年度の総会で承認を受けるものとする。

(会則の改正)

第21条 本会則の改正は、総会の出席者の2分の1以上の同意を必要とする。

(雑則)

第22条 本会則の施行について細則などの必要な事項は、評議員会の議決により定める。

付則 本規定は、平成23年1月1日より施行する。

会費についての細則

第1条 会費は次の通りとする。

(1) 正会員 年額 5,000円

(2) 学生会員 年額 1,000円

(3) 法人会員 年額 1口 30,000円

(4) シニア会員 年額 3,000円

(5) 商標会員 年額 1口 50,000円

付則 本規定は、平成23年1月1日より施行する。

会長及び監事の選出に関する細則

第1条 すべての正会員および法人会員は1票の選挙権を持つ

第2条 被選挙権は、立候補時に65歳以下の正会員が持つ。

第3条 選挙事務は役員会で選出され、評議員会に任命・設置された選挙管理委員長と選挙管理委員が行う。

第4条 総会開催予定日の6ヶ月前までに選挙事務を開始する。

第5条 学会誌、ホームページ、ニューズレターによって、立候補の受付、立候補締め切り日などの選挙の公示を行う。

第6条 立候補締め切り後、候補者公報、投票締め切り日を明示した投票用紙を会員に郵送する。

第7条 開票は選挙管理委員会が行ない、開票結果をニューズレターおよびホームページで公表する。

第8条 複数の立候補者がいない場合には、会長に対してだけ信任投票を行う。投票総数の過半数の信任をもって会長として選出される。

第9条 信任が得られない場合、または1人の立候補者もいない場合には、総会で会員の発議により会長を推薦し、選出する。

付則 本規定は、平成21年1月1日より施行する。

委員会に関する細則

第1条 学術委員会

- (1) 学術委員会は室内環境に関わる研究を遂行する分科会を統括する。
- (2) 学術委員は学術委員長が指名する。
- (3) 学術委員会は、その活動内容を役員会で報告しなければならない。

第2条 出版委員会

- (1) 出版委員会は学会誌および室内環境関連書籍の発行に係わる業務を執行する。
- (2) 出版委員長、出版委員、活動に関する取り決めは学術委員会に準拠する。

第3条 標準化委員会

- (1) 標準化委員会はサンプリング法、測定法、分析法等の標準化に係わる業務を執行する。
- (2) 標準化委員長、標準化委員、活動に関する取り決めは学術委員会に準拠する。

第4条 事業委員会

- (1) 事業委員会は学会の行う事業に係わる業務を執行する。
- (2) 事業委員長、事業委員、活動に関する取り決めは学術委員会に準拠する。

第5条 社会連携委員会

(1) 社会連携委員会は学会の活性化を図るために、国内の他機関や諸外国の学協会等と共同で行う事業に係わる業務を執行する。

(2) 社会連携委員長、社会連携委員、活動に関する取り決めは学術委員会に準拠する。

第6条 広報委員会

(1) 広報委員会は、HPの管理や広告活動など、本会の広報活動に係わる業務を執行する。

(2) 広報委員長、広報委員、活動に関する取り決めは学術委員会に準拠する。

第7条 商標管理委員会

(1) 商標管理委員会は、室内環境学会標準法準拠商標の管理や標準法の普及活動など、本会の商標活用に係わる業務を執行する。

(2) 商標管理委員長、商標管理委員、活動に関する取り決めは学術委員会に準拠する。

会議の運営に関する細則

第1条 総会、評議員会、役員会は会長が招集する。

第2条 評議員会が必要と認めたときには、臨時総会を招集する事が出来る。

第3条 総会は会員の1/4以上、評議員会は評議員の1/3以上、役員会は役員1/2以上の出席をもって成立する。また、各構成員の1/3以上の要求があれば臨時会を開く事ができる。出席者数には提出された委任状の数も含めることができる。

2 総会における議決権は、正会員、学生会員及び法人会員が1票を持つ。

第4条 会長が招集した会議の議長は、会長あるいは会長が委任した会議メンバーが務める。

第5条 臨時会の議長は互選によって選出する。

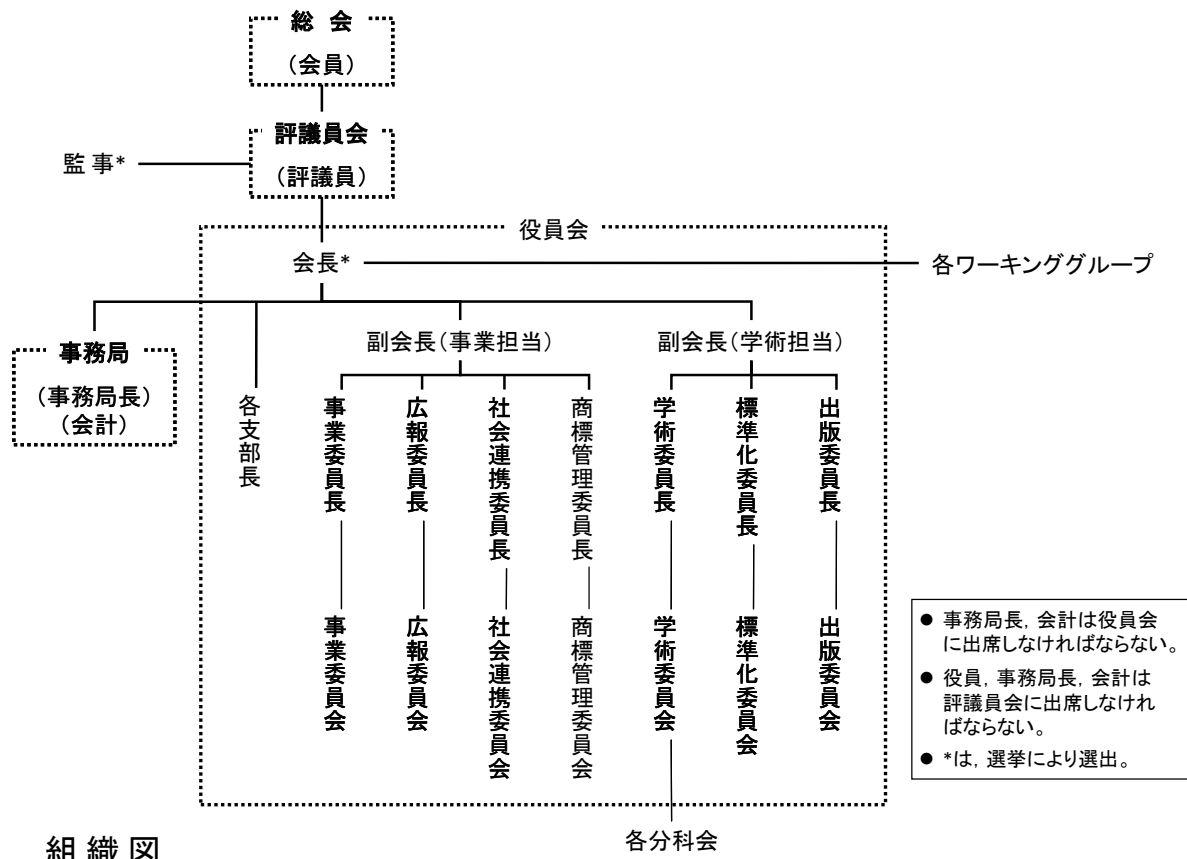
第6条 議決を要する議題は前もって議題を提示しなければならない。

第7条 会議は議決権を持つ出席構成員の過半数の賛成によって議決する。出席数、議決には提出された委任状の数も含める。賛否同数の場合には議長が決定する。

第8条 評議員会は、基本として年1回開催することとし、その他必要に応じて開催する。

第8条 役員会は、基本として年6回程度開催することとし、その他必要に応じて開催することは妨げない。

付則 本規定は、平成21年1月1日より施行する。



組織図